

城東南部保健相談所保健師・助産師・看護師（会計年度任用職員）の募集について

募集人数	若干名
勤務場所	城東南部保健相談所（南砂４－３－１０）
職務内容	保健相談所各種事業実施時の保健師等の業務 １ 保健師業務全般 ２ 上記に関わる事務作業 ３ 問い合わせ電話の対応等 ※災害時における補助業務
応募資格・求められる能力	・保健師、助産師、看護師のいずれかの免許を有する方 ・任用期間中、継続して勤務できる方 ・簡単なパソコン操作ができる方 ・健康状態が良好であり、服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる方 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組める方 ・協調性があり、業務に対して強い責任感がある方 ・上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる方 ・職務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方 （その職を退いた後も同様とする）
任期	令和８年１月１日から 令和８年３月３１日まで ＊１ 原則として、採用後１か月間（勤務実績が１５日未満の場合は、１５日になるまで）は、条件付採用期間となります。 ＊２ 令和８年４月１日以降、７回まで公募によらない再度任用への申し込みが可能です。ただし、１年以内の任用であり、令和８年４月１日以降の再度任用を保障するものではありません。 公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。
勤務日数	週１～４日程度（土・日・祝日・を除く）
勤務時間	９時００分から１７時００分の間の実働６時間（休憩時間は１２時から１３時。ただし、事業の開始時間により前後することがあり） 所定勤務時間を超える勤務：原則なし（業務の必要上やむを得ない場合あり）
休暇	（有給）年次有給休暇（勤務日数により付与される場合あり） （無給）妊婦通勤時間 等
報酬	時給 ２,００５円（令和７年４月現在） ＊上記のほか通勤手当相当（上限５５,０００円／月）の支給があります。 ＊業務上やむを得ない場合に限り超過勤務手当相当の報酬があります。 ＊特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。

期末勤勉手当	基準日（６月１日、１２月１日）前１か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が６か月以上または基準日までに発令されている任期が引き続いて６か月以上あり、週当たりの勤務時間が１５時間３０分未満、かつ、週当たりの勤務日数が２日以下でない者を対象に支給します。 ＊本募集では支給要件には該当しません。
加入保険	本募集条件ではありません。
選考	選考日：後日連絡 選考場所：城東南部保健相談所（江東区南砂４－３－１０） 選考方法：個別面接方式
応募方法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入し、保健師・助産師・看護師のいずれかの免許の写しとともに、下記の申込み・問い合わせ先へ令和７年１０月３１日（金）１７時（必着）までに郵送又は持参願います。 なお、応募書類については返却いたしません。
注意事項	地方公務員法第１６条に該当する以下の方は応募できません。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
申込み・問い合わせ先	城東南部保健相談所 管理係 宍倉 〒１３６－００７６ 江東区南砂４－３－１０ 電話番号 ０３－５６０６－５００１